

令和3年4月24日

令和3年度共同利用採択者 各位

共同利用掛

#### 共同利用来所者の入構制限について

標記のことにつきまして、令和3年4月23日付で大阪府を含む4都府県を対象に新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発令されたことから、本研究所におきましては、緊急事態宣言の発令が解除されるまでの間、以下のとおり来所を制限することといたします。

利用者の皆様には、ご迷惑をおかけしますがご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

#### (制限事項)

4月26日から緊急事態宣言の発令が解除されるまで共同利用者の入構を原則禁止する。

なお、やむを得ない理由で来所を希望する場合は、事前にメールで所内連絡者にご相談のうで、不要不急でない理由を説明下さい。

#### 【問合せ先】

京都大学複合原子力科学研究所  
事務部共同利用掛

TEL : 072-451-2312

Mail : kyodo2312@rri.kyoto-u.ac.jp